

第 2 回

相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成17年7月10日

相模原・津久井地域合併協議会

第 2 回 相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	2
○開 会	3
○あいさつ	3
○議 事	4
○そ の 他	27
○閉 会	29

第2回相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時：平成17年7月10日（日）午後2時から

場所：城山町立公民館大会議室（町民センター2階）

〈会議次第〉

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

〈協議事項〉

協議第6号 合併の期日について

協議第7号 新市の名称について

協議第8号 新市の事務所の位置について

協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について

4 そ の 他

（1）今後の協議会開催日程（案）について

（2）その他

5 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（４５名）

小川勇夫会長、小林正明副会長、天野望副会長、溝口正夫副会長、
今井満委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、吉本一夫委員、
河本洋次委員、井口学委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、栄裕明委員、八木大二郎委員、
菊地原一朗委員、串田茂美委員、内田昭和委員、窪田雅詞委員、柳川静徳委員、
齋藤久雄委員、中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、向山武委員、
西川堯委員、落合宣明委員、尾崎洋子委員、湯川齊委員、小嶋重春委員、荒井正次委員、
永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、宮崎嘉博委員、
前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、高橋幸一委員、柿澤宣雄委員、田中克己委員、
小林弘委員

○欠席委員（５名）

一戸法子委員、小野志郎委員、関戸昌邦委員、大竹栄委員、森繁之委員

○アドバイザー

吉田民雄 東海大学政治経済学部教授
辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
高見沢実 横浜国立大学大学院工学研究院助教授
牛山久仁彦 明治大学政治経済学部助教授

○幹事

山口秀夫幹事長、大塚寛幹事、永井一浩幹事、清水東次幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、
網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、菊地原央主査

○傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後2時01分

開 会

田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原・津久井地域合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。

あいさつ

小川会長 本日は、皆様には大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第2回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本協議会につきましては、5月16日に第1回協議会を開催し、今年度の事業計画や予算をはじめ、いわゆる合併の基本4項目の1つである合併の方式につきましても、編入合併とすることについて決定をいただいたところでございます。

本日は、基本4項目の残る3つである、合併の期日をはじめ、新市の名称や新市の事務所の位置、さらには合併新法に基づき作成することとなります合併市町村基本計画の作成方針について、ご協議をいただく予定でございます。

この合併市町村基本計画につきましては、相模原市と津久井郡全体が合併した場合の姿を考えてご協議をいただきたいと考えているものでございます。

いずれも大変重要な協議事項であり、住民の皆様にとりましても関心の高い事項でもございますので、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

なお、相模原市と藤野町で設置しております相模原市・藤野町合併協議会につきましては、5月26日に第2回協議会を開催し、本日と同様の議題についてご協議をいただきましたが、すべての事項について決定をいただいたところでございます。この場をおかりしてご報告をさせていただきます。

傍聴においでいただいた皆様におかれましても、1市3町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

田所事務局長 ありがとうございます。

議 事

田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、城山町議会議長の栄裕明委員と、相模湖町議会議長の荒井正次委員にお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしく願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

初めに、「協議第6号 合併の期日について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

協議第6号 合併の期日について

田所事務局長 それでは、協議会の資料の方をご覧いただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

「協議第6号 合併の期日について」。

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成17年7月10日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成18年3月20日に合併し、相模原市と城山町の合併の期日については、改めて協議する。

ただし、合併市町村基本計画の作成及び事務事業の調整等に際し必要となる期日については、平成19年3月末日までの間のいずれかの日として協議する。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

参考でございますが、合併の期日に関する基本的な考え方でございます。

まず、1といたしまして、期日の決定に当たりましては、住民への周知に要する期間、或いは住民生活への影響、合併時の事務処理・引き継ぎの利便性、或いは電算システム統合に要する期間等を総合的に判断する必要があると存じます。

2といたしまして、各市町の議会における合併関連議案の議決後に、県知事への合併申請、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣への届け出、告示など、そういった様々な手続きがございます関係から相当の期間を要することになりますので、この点も考慮して合併の期日を定める必要があると存じます。

3といたしまして、円滑に合併を進めるために、「市町村の合併の特例等に関する法律」の各種特例制度を受けることが適当であると考えられるものでございます。

下の中段以下の表をご覧くださいと存じますが、市町村の合併の特例等に関する法律の主な特例制度でございます。

まず、議会議員の定数・在任に関する特例でございますけれども、編入合併の欄をご覧くださいと存じますが、まず、特例といたしまして、1つとして、増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができることとされております。

また、2つ目といたしましては、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任をする、いわゆる在任特例という制度がございます。また、この在任特例の場合には、さらに、最初の編入する市の一般選挙において編入合併の特例定数をとることができることとなっております。

また、新設合併の場合には、やはり同じように2つの特例がございます、新たな設置選挙におきまして、新設合併の特例定数、これは法定定数の2倍までとすることが可能となっております。

また、新設合併の場合には、合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者については、最長2年間、そのままの形で在任することができることとされております。

次に、3ページをご覧くださいと思いますが、地方税の特例がございます。合併年度及びこれに続く5年度に限りまして、課税免除又は不均一課税を行うことができることとさ

れております。

次に、地方交付税の関係でございますが、地方交付税の額の算定にあたっての特例がございます。

右の内容の欄をご覧いただきたいと存じますが、平成17年度、18年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く9年度間、それから平成19年度又は20年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く7年度間、平成21年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く5年度間は、それぞれ合併前の市町村が存続することとして地方交付税を算定し、その合算額を下回らないように算定することが可能とされております。また、それぞれの年度終了後、その後の5年間につきましては、激変緩和措置がなされるものでございます。

次に、合併特例区、それから地域自治区による合併による特例でございますけれども、まず、合併特例区につきましては、合併後の一定期間、これは5年以下というふうにされておりますけれども、旧市町村を単位として合併特例区という特別な区を設けることができることとなっております。この合併特例区については法人格が設けられるものでございます。

次に、地域自治区による合併による特例でございますが、旧の市町村単位におきまして法人格を有さない地域自治区という制度を設けることができるとされております。

なお、これらの地域自治区等の制度につきましては、今後の協議の中で、改めてご協議をいただくことになるものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと存じます。

先ほど、手続につきまして簡単に説明をさせていただきましたけれども、これの手続の流れを表としてお示しをさせていただいたものでございます。先ほど申し上げましたとおり、各市町の議会の議決の後、県知事に対して合併申請をし、県議会、それから県知事の決定によりまして総務大臣に届け出等がされるものでございます。

以上が、協議第6号の説明でございます。よろしくご協議いただきますよう、お願いをいたします。

小川会長 只今、事務局から、「協議第6号 合併の期日について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

中里委員さん、どうぞ。

中里委員 城山の中里でございます。

只今、協議第6号につきまして説明をいただきましたけれども、期日についての協議というふうなことだと思いますけれども、期日が入っていない協議は、ちょっと私、理解しづらいかと思います。

それと、この協議につきまして、提案に至るまでの経緯をちょっとお聞かせ願えればと、そんなふうにご考えております。

それと、私の考え方として、先ほど会長の方からのご挨拶にございました、合併基本項目の1つである合併の方式は決定しているというふうなご挨拶の中で、本当に基本4項目を定めていかないと、やはり協議会自体もスムーズに進まないのかなと、そんなふうにご考えております。ましてや、期日を決定して、そうしないと基本計画もスムーズにまとまっていかないかないと、そんなふうにご考えております。

あと、この協議につきまして、私、本当の気持ちの中では、今日、期日を決定していただければと、そんなふうにご考えております。ただ、まだ他の委員さんのご意見も多数あるかと思しますので、修正案等、出させていただけるのであれば、休憩をいただいて、委員で調整して提出したいと、そんなふうにご考えております。

最初の1点、2点の答弁をお願いします。

小川会長 事務局長、どうぞ。

田所事務局長 まず、経緯の方からちょっと説明をさせていただきますけれども、今回のこの合併協議にあたりまして、事前に1市3町の首長間で協議にあたりましての合意事項の取りまとめをいたしておりますが、その際に、合併の期日、具体的にいつまでに協議を終了するということは取り決めをいたしてございません。そういうような状況がございまして、今回は、合併の期日については、今の段階ではお示しをさせていただいていないというふうなことでございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 以上でございますが、他にございますか。

その関連ですか。では、中里委員さん、どうぞ。

中里委員 すみません、申し訳ございません。只今の説明では本当に納得できない。私自身、納得できないんですよ、皆さんの委員さんはどうか分かりませんが、ただ、提出するにあたって、基本4項目ですから、1市3町の首長さんで協議をされたところまでは分かりましたけれども、恐らく3名の首長さんには大分迷惑をかけているなど私自身も考えております。その辺のところ、答えは後から結構ですから、委員さんの意見を数多く聞いていただければと思います。よろしくをお願いします。

小川会長 ありがとうございます。

それでは、他にございませんか。どうぞ、同じようなことにしましても。

どうぞ。井口委員さん、どうぞ。

井口委員 相模原の井口でございます。

議題を拝見いたしますと、ご提出いただくのに大分苦労されたのかなという感想をまず持っております。私も中里委員と同じでございます、この合併協議会においては、やはり基本項目でありますので合併の期日を決めるべきであるという考えを持っております。ご提案いただいた議題、非常に苦労されたがゆえに、分かりにくいかなというふうに思っております。ストレートに、合併の期日、この合併協議会として19年3月末までのいずれかの日ということであるならば、それを合併期日としたらいかがかなという意見でございます。

以上です。

小川会長 他にございませんか。

矢越委員。

矢越委員 ありがとうございます。相模原の矢越でございます。

両名の委員さんと同じ意見なのでございますけれども、事務局サイドとしては非常に苦労されたんだなというのは、井口さんと一緒に、この議題に対して思うんですけれども、やはり解せないのは、津久井町と相模湖町は相模原との合併が3月20日と決まっていて、なぜ城山が決まっていないのか。さきの藤野町の方の合併でも期日が決まったということでありまして、さらに、このようなものが、今、入ってくる時配られていた訳でありまして、内政干渉なのでどうのこうのと言いたくはありませんけれども、もう分かり切っていることなので申し上げますと、小林町長さんにおかれましては、もう自立するというようなことをおっしゃっているみたいなんですけれども、それとこの議題と、相当な因果関係があると私は思っているんです。

それで、この中で、他の市町に非礼ではないかというようなこともありますけれども、その点は、事務局さんに聞くのもちょっとあれかなと思いますけれども、小林副会長にしましてはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいんですね。多分、皆さんも同じようなことを疑問に思っていると思うんです。もしよろしければお答えをいただければありがたいんですけれども。

以上でございます。

小川会長 このことについて、何か他にございませんか。

〔発言する者なし〕

小川会長 ございませんようでしたら、小林町長さんというお話でございませうが、お聞きをよろしいですか。

では、どうぞ。小林副会長さん、どうぞ。

小林副会長 数名の委員の方から、この私に対して、指名でご質問いただきました。別に指名料はいただきません。お答えをさせていただければと思ひます。

合併の是非について、この法定協議会というの、含めて協議をするということになっておりますし、先ほど事務局の方からもご説明がありましたように、2月1日の1市3町の首長の間で、期限にこだわらずに協議をすることが前提になっておりますので、その旨のご理解をいただければご推察できると思ひます。

以上です。

小川会長 いかがでございませう。

では、井口委員、どうぞ。

井口委員 相模原の井口でございませう。

私は、この合併協議会、合併の是非を含めて協議をするということ踏まえたとしても、合併の期日は目標として定めるべきであるというふうにお思ひしております。やはり、例えば、私は相模原市ですが、相模原市の中でやっている訳ではなくて、それぞれの意思を持った自治体が4つ集まって協議を進めていくということと、やはりこの合併協議会をやることだけでも税金がかかっているということ。利害が対立したり、色々な考えがあるのは当然だとしても、やはりその一つの区切りを決めてやっていかないと、お金もいっぱい、どんどんどんどん無制限にかかかっていってしまうし、お互い、利害、意見が違ひの中で、判断する日もというか、目標がないと、ずっとやっていけばいいということになってしまうので、私個人としては、合併の是非を含めて協議するからこそ、やはりここで合併の期日を一つの目標として定めていただきたいと思ひしております。

以上です。

小川会長 他にございませんか。

期日を定めるか否かということに尽きるのかと思ひますが、こちらの方ではいかがでせうかね、ご意見は。

小嶋委員さん、どうぞ。

小嶋(省)委員 津久井町の小嶋です。

今それぞれの委員さんからお話が出ましたけれども、まさに今、井口委員がおっしゃったように、この協議会を続けて、期日を決めないということは、その時間と労力と経費、このことも考えなければいけないというふうに思います。ですから、やはり基本4項目の期日はちゃんと決めて、その期日に、目標に向かって協議をしていくと、これが基本的な今の民主主義のルールであるというふうに思います。お願いします。

小川会長 いかがでございましょうかね。他に、でないというご意見。どなたか、城山町としてお話をさせていただいていけるかどうか。

どうぞ。大神田さん、どうぞ。

大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

私も、相模湖町の立場として、1市2町で先行の合併という形が終了しております。また、城山さんがこの法定協へ入れられて、合併期日等の4項目も定めた中で協議をするのがベターと、相模湖町としても考えております。

以上です。

小川会長 いかがでございましょうかね。期日を決めるべきだというご意見が多いようでございますが、いかがでございましょうかね。この際、アドバイザーの先生方のご意見を伺いましょうかね。

いかがでございましょう。牛山先生、いかがでございましょうか。

牛山アドバイザー ご指名ありがとうございます。

この件につきましては、実は、先日、過日行われました藤野町と相模原市の合併協議会でも大分議論になりまして、合併の期日ということにつきましてはですね。私、その際にもご意見を述べさせていただいたものですから、恐らくご指名いただいたのではないかと思います。藤野町と相模原市の合併協議会では、それについて議論がありまして、最終的には、議決をもって、決をとって合併の期日を決めるということまで皆さんがされました。

その際に、私、ご意見申し上げましたのは、やはり合併に向けた基本的な項目、特に合併市町村基本計画等を作成するにあたりまして、一定の期日を定めないと、財政シミュレーションでありますとか、そういったものができないと。したがって、その合併の是非を議論するのは当然であるけれども、しかし、そのことも含めて、例えば、この期日がいつごろがいかということも含めて議論になるんだろうと。その結果、その期日が決まって、それに向けて様々なシミュレーションや計画を策定していくというふうに申し上げた訳であります。

その意味では、今回、19年3月末日までのいずれかの日として仮に定めて協議をすると

いうふうにされた提案の資料が送られてまいりまして、私もちょっと奇異に感じたんですが、この日を定めて協議をしながら、実際には、改めて日程を協議するということになりまして、仮にこの3月末日までの期日で決まればいいのですが、そうしないと、もう一度、すべて作業をやり直すというふうなことになるまして、私、この協議、期日を決めなくて、一応この日にして協議をするということの意味がよく 少し分からなかった訳であります。恐らく、先ほどからご議論に出ていますように、事務局でも大変ご苦労されまして、こういった表現になったのかと思いますが、私自身としては、皆様、今、委員の皆さんからご意見が出ておりますように、これはあくまでも、合併をシミュレーションしていく、或いは基本計画を作っていくにあたって、この日に定めて、そしてこれから議論を様々詰めていくという期日がありますので、ここでは、通常の他の協議会、或いは藤野、或いは1市2町でやった協議会でやったのと同様に、合併の期日を定めて、その上で一つ一つ項目を積み重ねて、その中で合併の是非が決まっていくということで、この基本的な項目につきましては事前に決めておいた方がいいというふうに私は考えております。

小川会長 辻先生はいかがでございますか。

辻アドバイザー 私も、今、皆さん、ご意見出されましたが、全く同感で、やはり期日を定めて協議しないことには結論も出ませんので、もう今まで、任意協議会も含めて十分議論してきましたので、期日を定めて議論すべきだというふうに思います。

小川会長 ありがとうございます。

特に、このことについて違った意見等のご意見。

〔発言する者なし〕

小川会長 違ったご意見がないようございまして、まず、今出されておりましたご意見を踏まえて、合併の期日について一定の範囲を決めておくべきかどうかについてをお諮りしたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 本件につきましては、採決によって決することといたしたいと思います、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとのことでございますので、採決をいたします。

採決の方法につきましては、挙手により行うことといたします。

なお、副会長は採決に加わりませんが、アドバイザーは加わりません。

それでは、お諮りいたします。

「協議第6号 合併の期日について」、原案を修正し、一定の範囲を決めておくことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

小川会長 ありがとうございます。

次に、原案を修正することに反対。原案のままという方がございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

小川会長 よろしいですね。ありがとうございます。

只今、議長である私を除いて、本日の出席委員、総員44名で採決をいたしましたところ、3分の2以上である40名の賛成がございました。

よって、「協議第6号 合併の期日について」は、原案を修正することといたします。

具体的な修正案についてご意見がございましたらお願いするんですが、その前に小林副会長から発言を求められております。

どうぞ。

小林副会長 確認したいんですけども、この修正ということが、この委員会の権限でできるのでしょうか。1市3町の首長の会議の中で先ほどの原案が決められている訳ですね。それに対して委員の皆さんから修正的な話が、それについて様々な意見はありました。ですけども、これは1市3町の首長で決めるべき内容だと思えますが、市長さんが今それを進められていますけれども、そうなりますと市長さんが権限でされているということになりますが、いかがでしょうか。

小川会長 事務局、どうぞ。経緯を説明してください。

田所事務局次長 この提案そのものにつきましては、会長が各首長と協議をいたしまして、協議会の方にご提案を申し上げております。ただ、その協議事項等につきましては、協議会としての意見として修正されることは十分可能というふうに考えております。

以上でございます。

小川会長 このことについてご意見ございますか。

〔「なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ないようでございます。

したがって、「協議第6号 合併の期日について」は、原案を修正することといたし

ます。

具体的な修正案について、ご意見がございましたらお願いをいたします。

井口委員、どうぞ。

井口委員 相模原の井口でございます。

私は一委員でございますので、色々な事務作業のスケジュールとか、そういうのを細かく把握していないので、軽々に色々申し上げられないので、事務局さんの方で、腹案というか、そういうものはあるのでしょうか。

小川会長 山岸委員、どうぞ。

山岸委員 これからのことを色々判断をするということも含めて、休憩をとって、一つの期日はここが望ましいというものを出していただくことがよろしいのではないかというように思います。

あくまで首長懇は原案を検討していただくということですから、それをここへ提案いただいて議論をいただくということですから、余りそれ以上のことを考えないようにお願いしたいというふうに思います。

小川会長 このことについて、いかがでございましょう。

どうぞ。井口委員、どうぞ。

井口委員 すみません、もう一度ということなので。私は一委員の立場でありますので、スケジュールはここが望ましいというのは色々細かくは分からないので、今、山岸委員さんがおっしゃられたのと趣旨は同じでございます。

小川会長 わかりました。

事務局、何か、特にありますか。

事務局長。

田所事務局長 先ほど井口委員の方からご質問がちょっとございましたけれども、どの程度の期間を要するかというようなお話だと思うんですが、私ども、今、事務局の方としては、全体のスケジュールといたしましては、この協議会自体は、とりあえず、第6回、11月くらいまでをめどとして協議をするということで、第1回の協議会の際に、そういった内容でお諮りをし、ご了解をいただいたところでございます。今の、例えば、相模湖、津久井町との関係等を考えてまいりますと、その前にといいますか、協議会が終わった後、議会での議決等がございます。これは関係市町の議会の議決。それからその後、先ほど申し上げましたように、県知事への届け出、それから国との調整、届け出等の、そういった手続きがございま

す。考え方といたしましては、概ね議会の議決、市町の議会の議決後1年くらいは、具体的な合併までは時間が必要になるのではないかとこのように考えてございます。

ちなみに、津久井町、相模湖町と相模原市との合併につきましては、本年の3月の末に市町の議会の議決をいただきまして、3月末に県知事に届け出をし、具体的な合併の期日は18年の3月20日ということで、概ね1年、期間をとってございますので、その辺はひとつ参考になるかなというふうに思います。

以上でございます。

小川会長 この議決等に関しまして特にございませんですか、ご意見。ございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

小川会長 もしないようでしたら休憩をしましょうかね。何分ぐらいの休憩がよろしいか。

田所事務局長 20分ぐらい。

小川会長 20分間ぐらい。ああ、そうですか。

それでは、ないようでございますので、この際、20分ほどでございますから、この会場の時計で今2時35分ですか。35分として、この時計で20分間、55分まで休憩というふうにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ないようでございますので、さよう決しました。よろしく願いいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後3時05分

小川会長 それでは、再開いたします。

先ほど行った採決の結果でございますが、会長である私を除き、本日の出席委員43名で行ったところ、賛成が40名、反対が1名、意思表示がなかった方2名という結果でございますので、改めてご報告いたします。

まず、休憩中に作成いたしました修正案について、事務局から今配付をいたしておりますが、説明をいたさせます。

配付は終わりましたか。

それでは、事務局から説明をしてください。

事務局長。

田所事務局長 それでは、お手元にお配りをさせていただきました資料の方をご覧いただきたいと思います。

上の方は省略をさせていただきますが、協議第6号でございます。合併の期日につきまして、相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成18年3月20日に合併し、相模原市と城山町の合併の期日については、平成18年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成19年3月31日までの間のいずれかの日とする。

以上でございます。

なお、この中でも、具体的な合併の期日につきましては、本来、何月何日という形で決めるべき性格のものでございますが、現在、今後のこの協議の進捗状況等を見ながら、先ほど井口委員のご質問にもお答えいたしました。実際に合併の期日は、議会の議決後、概ね1年程度が必要になるものと考えております。したがって、具体的に何月何日という期日につきましては、本協議会での協議の状況等を見ながら、その点については改めてご協議をいただくことが必要になるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 只今、「協議第6号 合併の期日について」の説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ないようでございますので、念のために、この修正案につきましても採決によって決することといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、採決をお諮りいたします。

修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。事務局、数をひとつ見てください。

〔賛成者挙手〕

小川会長 よろしいですか。

それでは、反対の方、よろしく願いいたします。

〔反対者挙手〕

小川会長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、どういうあれになりましたか。

では、あえてまたお聞きしますが、保留をされるという方、ございましたら挙手をお願いいたします。さっきの差ですわね。

〔挙手する者なし〕

小川会長 いらっしゃらないようですね、特にね。よろしいですか。

では、ちょっと数字を教えてください、結果を報告いたしますので。

只今の採決の結果でございますが、本日の出席委員のうち、私を除いて44名で採決をいたしました。3分の2以上である43名の方の賛成がございました。反対の方が1名ということでございました。したがって、「協議第6号 合併の期日について」につきましては、修正案のとおり決定をいたしました。

この際、小林副会長から今意見を求められておりますので、これを許します。

どうぞ。

小林副会長 今、貴重な時間を、会長から許可をいただきまして、簡潔に一言意見を申し述べさせてもらいたいと思います。

合併の是非を含めて議論する合意が、協議会の事務の規約第3条の中に合併の是非を含めた協議をするということが1点あったということ、委員の皆さん、ご記憶だと思います。

2つ目といたしまして、2月1日に、この法定協議会を立ち上げるときに、期限にこだわらずに議論するということが合意されておりました。これは1市3町の合意ということになっております。

3つ目としまして、合併の是非を含めて議論することと、合併期限にこだわらずに議論するという、この2つの合意が根底から完全に崩れた以上、これ以上、ここでの議論に加わる訳にはいかない。

4つ目。しかも、「別途協議する」は、1市3町の前案、本日の最初の原案でありましたけれども、「別途協議する」は、1市3町の首長で慎重な議論を踏まえて提案されたものでありまして、副会長として責任を持って提案したものであります。これが変えられるようでは、責任を持って、今後、私は参加できない。1市2町の委員に城山町の合併期日を決める道義的理由はないと思います。

さらに、ここで合併期日が決められることに私は納得がいきません。

7、以上の理由から、本日只今、相模原・津久井地域合併協議会の副会長の職を辞任し、退場させていただきます。

これが辞任届です。どうも色々長いことお世話になりましたけれども。

〔小林副会長退席〕

小川会長 いかがですか、そうおっしゃらずに。小林さん。

それでは、暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午後 3 時 1 4 分

再開 午後 3 時 3 5 分

小川会長 再開に先立ちまして、事務局から経過の説明をいたします。

田所事務局長 大変恐縮でございます。先ほど、合併の期日の関係につきまして、小林城山町長、小林副会長の方から会長あてに、本協議会の副会長について辞職をするというような届け出がなされた訳でございますけれども、本日のところは、これにつきましては会長の預かりとさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小川会長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

只今、事務局から説明がございましたような経過がございます。

続きまして、「協議第 7 号 新市の名称について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

協議第 7 号 新市の名称について

田所事務局長 それでは、合併協議会資料の 5 ページをご覧くださいと存じます。

「協議第 7 号 新市の名称について」。

新市の名称について、次のとおり協議を求め。

平成 17 年 7 月 10 日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

続きまして、6 ページをご覧くださいと存じます。

参考でございますけれども、編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続をいたしますことから、編入する市町村の名称とすることが通常でございます。ただし、編入する市町村の名称を変更することにより、新たに制定することも可能ということでございます。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合には、地方自治法の規定によりまして、あらかじめ都道府県知事に協議をし、条例で定める必要があることとされているものでございます。

以上、協議第7号の説明でございます。よろしくご協議をいただきますようお願いをいたします。

小川会長 只今、事務局から、「協議第7号 新市の名称について」、説明がございました。協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

高橋（幸）委員 3町共通で出ております高橋と申します。

1つお伺いしたいんですが、私は、先日終了しました1市2町の合併協議会にも出させていただいておまして、一応1市2町の合併協議会では様々なことが議決されて、県知事の方に申請されて、県議会で今議決をするかしないかというところであると思いますが、その1市2町で決められたことと、今回のこの会議でやっております相模原・津久井地域の合併協議会で決めることが違ってしまってもよろしいのかというか、具体的に言いますと、例えば、今、新市の名称についての協議でございますが、1市2町の合併協議会では相模原市とするというふうに決まったように記憶しておりますが、今回のこの協議をする中で変えることは可能なのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

小川会長 事務局、いかがですか。

事務局長。

田所事務局長 この合併協議会は、先ほど来、色々なご意見が出ておりますけれども、基本的には会長名で提案をさせていただきまして、委員の皆様色々なご意見を伺いながら協議を進めていくというのが基本であろうというふうには考えてございます。ただし、今回のこの合併協議会、1市3町の相模原・津久井地域合併協議会につきましては、若干違った事情がございます。と言いますのは、只今、高橋委員の方からご質問がございましたとおり、既に1市2町、津久井町、相模湖町については合併が決まっているというような状況がございます。したがって、私どもといたしましては、それらのことも踏まえながらご協議をいただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

小川会長 高橋委員、どうぞ。

高橋（幸）委員 すみません。私が単純に思ったのは、先ほど合併の期日が議決されまして、相模原市と津久井町、相模湖町は3月20日に合併をして、城山を含めた形に関しては19年3月31日までという、先ほど協議第6号で議決がございましたので、もしかしたら、基本的に、相模原ではなくて、津久井町と相模湖町から出ている者、委員に関しては、ここに

はっきりというか、強く言いますと、ここにいても変えることができないというか、変える気がないならば、新しい相模原市と城山町の委員だけで協議をされた方がよろしいのかなというふうに単純に思いまして、先ほどから、協議が長引いたりするとお金がかかってもらったくないとか、色々な意見がありましたので、もし変える気がないのでしたら、ここで決まっている津久井町と相模湖町から出ている委員は今後の協議には出ない方がいいのかなというふうに、ちょっと単純に思ってしまいましたので、その辺を聞いてみたいと思いました。小川会長 いかがですか、事務局。そもそも、この会議を今どうして持っているかというのをちょっと一言、説明してください。

事務局。

田所事務局長 この1市3町によります相模原・津久井地域合併協議会につきましては、城山町の 皆さん、ご存じだと思いますが、城山町の多くの住民の皆様方から、いわゆる合併特例法に基づきまして、法定合併協議会の設置請求がなされた経過がございます。そういう中で、その設置請求に基づきまして、1市3町の法定協議会を設置すべきというような、そういう内容の設置請求でございますので、その法律的な手続に基づいて本協議会については設置をしているということでございます。

ただし、今、高橋委員の方からもお話がございました、1市1町、いわゆる相模原市と城山町との協議ということは、今後、合併協議を進めていく中で、最終的に合併をするのは、新相模原市と 仮に合併が決まればですけども、新相模原市と城山町が合併をするという形になる訳でございます。その場合には、改めて相模原市と城山町が合併協議会を設置する必要がございます。そのことにつきましては、この現在進めております相模原・津久井地域合併協議会の協議の状況等を見ながら、必要に応じてといいますか、最終的には1市1町の法定協議会に切り替えていかなければならないというような事情もございますので、その辺は、各首長間での協議の中で、そういった時期等については調整をし、変更すべきは変更していくと。この時期につきましては、ただ、各市町の様々な事情がございますので、その辺を踏まえながら変更していくということになるだろうというふうには、私ども事務局としてはそのような考え方を持っております。

以上でございます。

小川会長 いかがでございましょう。他にご意見ございませんか。

どうぞ。大神田委員、どうぞ。

大神田委員 相模湖の大神田です。

今、会長さんの方から、城山町長の副会長さんが退席をされた中で、保留、預かりという形をお聞きしたんですけれども、その後、委員会を、7号、8号と協議しているんですけれども、この経過が、決定されて、委員会の中で決定されたものが、分かりやすく言うと、生かされるのかどうか、そこいらをちょっとお聞きしたいんですけれども。

小川会長 どうでしょうかね。私から申し上げますか。

では、事務局、どうぞ。

田所事務局長 副会長欠席の中での協議が有効かどうかというお尋ねかというふうに思いますけれども、ちょっと詳細といたしますか、合併協議会の規約の中では、副会長につきましては、各市町の委員の中から、市町の長が協議をして副会長は選任をするというような規定になってございます。したがって、副会長は、ある意味では委員の中の1人というような意味合いがございますので、仮に、例えば欠席であったとしても、これは協議会として協議すべきことについて成立をいたしておりますので、協議会としては当然にして有効というふうに考えているものでございます。

小川会長 他にございませんか。

永井委員、どうぞ。

永井(充)委員 今の件に関しまして、関連してなんですが、協議されることは特にいいかと思いますが、こういった形で副会長が退席されました。そんな中で議決をとるのはどうかと、私、個人として思っております。是非協議のみにとどめるか、協議もしないのか、ちょっとそのあたりの皆さんのご意見を聞きたいんですが、よろしく願いいたします。

小川会長 いかがでございましょうか。今度の小林副会長の辞任届が出たということについて、今後のこの会議を進めていくことについてのご意見等ございましたら、ご発言を願います。事務局の説明では、委員の1人であるので、委員が1人欠席だということですので全体的な性格には関係はなかりょうと、影響はなかりょうと、こういうことなんですが、このことについて、いかがでございましょう。

どうぞ。高橋委員、どうぞ。

高橋(幸)委員 高橋でございます。

協議会の会則上は1人の副会長ということなので、進められそうな雰囲気なんですけれども、1人の城山町の町長という立場から出られている副会長ということをもう一度考えていただきまして、本当にもう一度この会議を再開するという皆様のお気持ちがあるんでしたら、できれば協議はなさらずに、帰ってくるのを待った方が、私は、小林町長という方を尊重するといえますか、帰って来やすいと言いますか、そういう場を残して欲しいというふうに強く願っております。よろしくをお願いします。

小川会長 いかがでしょう。

どうぞ、どなたかな。八木さんですか。

八木委員 城山町の八木でございます。

先ほど来、意見が出ておりますように、城山町の町長であり、本協議会の副会長である小林さんが、ああいう形で副会長を辞職するというお話が出ました。そうなってきますと、色々、一旦、一呼吸置いて整理をする必要もあろうかなと。協議会の性格自体は、先ほど事務局の方からありましたことは十分理解できます。しかしながら、協議の中身、或いは今後の問題について、色々城山町の委員としても協議をせざるを得ないということになってきますので、以下の議案については次回に先送りをして協議をしていくという方向性でご議論をいただければと思います。

以上です。

小川会長 いかがでしょう、他に。

井口委員、どうぞ。

井口委員 相模原の井口です。

私も、手続的には協議できるんだと思うんですが、個人的には皆さんと同じ意見を持っておりまして、仕切り直しにするのが妥当かなというふうに思っていました。

ただ、今回、ちょっと発言させていただくのは、是非、小林町長に冷静になってお戻りいただきたいなと思っております。先ほどちょっと感情的になられていた感じを持っておりまして、この合併協議会は、引き続き合併の是非を含めて協議をすることが保障されているというふうに私は思っております。小林町長は、それがもう今後できないとお話しされていましたが、そうではないというふうに思っているのと、今般、協議第6号の決をとったことによって、期限にこだわらない協議ができなくなったとおっしゃっていましたが、私は、この協議第6号が議決されたとしても、期限にこだわらない合併の協議そのものは引き続き保障されていると思っております。というのも、色々な議論をしていく中で、この期限がある

ので協議を打ち切ったり、強制的に採決をしたりということがもし行われていくのであれば、期限ありきの協議ということになってくるんでしょうけれども、一つの目標を今般定めただけであって、今後、その期限にこだわらない合併の協議が保障されないというふうには私は考えていないんです。引き続き自由に色々な意見をぶつけ合って、皆さんのおおよその合意がとれたら決をとってということが今後もできると思っております。小林町長は、その点で、やはりちょっと感情的に誤解をされているのかなというふうに思っております。

という訳で、私は、一委員の個人的な意見ですけれども、小林町長が言ったようなことがこの合併協議会で起こるということではなくて、小林町長と同じような考えで引き続き議論ができる場であると私は思っておりますので、是非説得をいただいて、お戻りいただいた上で今後協議を進めていくのが一番いいのかなというふうな意見でございます。

小川会長 いかがでございましょう。他にございませんか。

いかがでございましょうか、協議第7号について。

どうぞ、石川委員。

石川委員 相模湖町の石川でございます。

先ほど城山の八木委員さんがおっしゃったご意見に関連する訳でございますけれども、今ここで7号、8号と議事を進行して進めていく、これはやるべきだなというふうには考えております。しかしながら、ここで決めたことが、城山町に帰ったときに、最終的には城山町の議会の議決を経て、この手続の概要という欄を見ても、合併関連議案の提出、それから議会の議決という一つのステーションがある訳でして、そのステーションが不可能であれば、これは、ここで我々が議論をしても、そう意味がないなと、こんなふうに考えておる訳です。ですから、先ほど八木委員さんがおっしゃったご意見、城山町の中での統制をもう少しご議論いただいて、その上でこの協議会を再開するということがよろしいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

小川会長 ありがとうございます。

このことについて、他にございませんか。

どうぞ。八木委員さん、どうぞ、補足。

八木委員 先ほど意見を申し述べさせていただきましたけれども、他市町の委員の皆様には大変恐縮なんですけれども、私たち城山町の委員は、先ほど副会長職を辞職された小林町長に、私たち議会推薦の委員も、そして住民の代表の方から出ている委員さんも、小林町長に、

今回の法定協にあたって、任意協議会でご苦労いただいたので、そのまま就任をして欲しいということをおたちは頼まれて承諾をした訳です。そんな中で、頼んだ町長が辞職をするということになってきますと、それはきちんと町長に私たちもその真意をお聞きして、その上で今後の対応等も決めていかざるを得ないというふうに考えております。

そこで、他市町の委員さんには大変申し訳ないんですが、先ほど私が提案させていただきましたとおり、今日のところは今までの議案のみにとどめていただいて、これからの議案については次回に送っていただきたいということを再度お願い申し上げたいと思います。

小川会長 特に、このことについてございませんでしょうか。

事務局としてはどうですか、今の八木委員さんのご意見について。

どうぞ。事務局長、どうぞ。

田所事務局長 事務局といたしましては、先ほどまでの協議第6号については既にご決定をいただいたという認識でございます。

それから、その他の協議事項の中で、特に、今日、議案としてお願いしております中で、協議第9号の合併市町村基本計画の作成方針について、これにつきましては、今後、合併市町村基本計画を策定するということと、当然、これに基づく財政計画等を作成しなければなりません。これには相当な時間を要するというふうに考えておりますので、この合併市町村基本計画の作成方針についてのみは、事務局としては、是非説明だけさせていただいて、これはご承認をいただくとかいただかないとかということよりも、むしろ、これでご了解いただいて、合併市町村基本計画の作成だけは進めさせていただければというように事務局としては考えているところでございます。

以上でございます。

小川会長 このことについてご意見いただけますか。ご説明をさせて欲しい。そして作業は進めたいと、こういうことでございますが、このことについて、何か反対、特に反対のご意見ございましたらお願いをいたします。今日のこの会議の進め方でございますが、第9号、合併市町村基本計画の作成方針の説明をさせていただいて、事務的な準備というんでしょうか、作業を進めると、このことについて特に反対のご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ないとすれば、そのようによろしいですかね。

協議第7号、新市の名称、それから第8号、新市の事務所の位置、それから今申しました第9号の作成方針を正式に決定するという、この3つの議題につきましては、或いは協議は、

今日はこの程度で終わっていただいて、ただ、9号の作成方針の説明はさせていただき、ご了解いただけるならば実質的な作業を進めさせていただきたい、こういうことですが、特にこのことをごさいますか、ご意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議ないようでございますので、さよう決しさせていただきます。よろしいですね。

それでは、第9号に関連をします合併市町村基本計画の作成方針についての説明をしてください。

事務局次長。

協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について

内田事務局次長 それでは、大変恐縮でございますが、説明だけさせていただきます。9ページをお開きください。

「協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について」でございます。

1、合併市町村基本計画の趣旨等ですが、(1)計画の趣旨といたしましては、相模原市と城山町、津久井町及び相模湖町が合併した場合の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るために作成するものとしております。

次に、(2)計画の構成でございますが、合併新法の考え方に基づきまして、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、そして、この基本方針に基づく具体的な施策、その施策を実施するための財政的な裏づけとしての財政計画などを中心として構成することといたします。

次に、(3)計画の期間につきましては、合併年度の翌年度から平成27年度までとするものでございます。合併の期日につきましては、先ほど協議第6号でご協議をいただきましたけれども、實際上、平成18年度の合併という想定になりますので、合併年度の翌年度は19年度となります。したがって、19年度から27年度までの9年間の計画として準備作業はさせていただきたいと思うところでございます。

これは、既に1市2町が平成18年度から27年度までの10年間の新市まちづくり計画を作成しておりまして、この計画との整合を考えますと、終了年度を合わせる必要があるか

らでございます。

次に、2、作成にあたっての基本的な視点でございますが、(1)地域全体の将来像の考慮といたしまして、まず、1市4町は、図書施設の相互利用など、広域的な連携を行っていること。相模原市と藤野町が、この1市3町とは別の法定協議会を設置していること。こうした経緯を踏まえ、1市3町が合併した場合の合併市町村基本計画を協議するにあたりましては、藤野町を含めた1市4町を一体の地域としてとらえ、地域全体の将来像やまちづくりのあり方を考慮した上で検討することとするものでございます。

それでは、10ページをお開きください。

(2)各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承では、各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ちまして、各市町の総合計画を反映し、作成するものでございます。

(3)相模原市・藤野町合併市町村基本計画との整合と連携でございますが、相模原市と津久井郡4町を一体の地域として捉えた上でまちづくりのあり方を考える必要があることから、相模原市・藤野町合併協議会で同時期に作成されることとなります合併市町村基本計画と整合を図り、連携して作成するものでございます。具体的には、合同の合併協議会を開催して協議をしていただくことを手法としては考えております。

(4)相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合につきましては、1市2町では既に「新市まちづくり計画」を作成し、平成18年3月20日に合併することといたしまして県知事への合併申請も済んでおりますことから、この既存計画との整合を図る必要があるものでございます。

(5)「まちづくりの将来ビジョン」の反映ですが、1市3町は、昨年4月に任意の合併協議会を設置し、将来ビジョン検討委員会で、合併した場合のまちづくりの方向性等をビジョンとしてまとめ、合併協議会として決定しております。また、藤野町においても、このビジョンを基本として、昨年12月から今年の1月にかけて、1市4町が合併した場合の藤野町地域のまちづくりを「ふじのまちづくり将来ビジョン」としてまとめております。したがって、合併市町村基本計画は、この2つのビジョンを参考として作成するものでございます。

最後に、(6)住民意見の反映ですが、計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定することといたします。

一つの例でございますが、1市2町の合併協議の際には、収集した住民意見をまとめた上で合併協議会に報告し、それらを踏まえて議論していただいておりますので、同様な手法が考えられるものでございます。

11ページには、合併市町村基本計画に関する法令として、市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法の該当条文を掲載しております。協議案で使用しております「円滑な運営の確保及び均衡ある発展」という言葉は、この法律の第6条第1項によるものでございます。そして、今回作成する基本計画につきましても、1号から4号までの内容を盛り込むものでございます。

次に、12ページをお開きください。

合併市町村基本計画の作成における地域全体のまちづくりの検討についてをご説明させていただきます。

作成方針でもご説明いたしましたように、1市3町の合併協議会に並行して、相模原市・藤野町合併協議会も設置されております。また、相模原市と津久井町及び相模湖町の1市2町は、既に県への合併申請を済ませております。合併市町村基本計画の作成にあたっては、こうした状況を踏まえまして、1市4町のまちづくりを考えながら作業を行う必要があると考えております。そこで、文章に記載しておりますように、それぞれの合併協議会で協議される基本計画は、相模原市及び津久井郡4町を一体の地域として捉えて検討する必要があり、また相互の整合を図る必要がある訳でございます。

そこで、各計画の作成に先立ちまして、1市4町の地域全体の将来像やまちづくりの考え方などについて整理をいたしまして、1市4町が合併した場合の将来像等を示すとともに、1市4町で示した将来像等を共通の考え方としてそれぞれの基本計画に反映させることによりまして、計画相互の整合を図ろうとするものでございます。

図にお示しましたように、左から1市2町の新市まちづくり計画、各市町の総合計画、1市3町の任意協議会で作成いたしましたまちづくりの将来ビジョン、そしてふじのまちづくりビジョン、これらと矛盾しないような形で、またこれらの計画の内容を反映させる形で、図の真ん中にありますような相模原市及び津久井郡4町のまちづくりを考える必要がございます。

地域の将来像、まちづくりの考え方、将来都市構造、基本目標、合併シンボルプロジェクト、将来人口、こういった内容を考えているところでございます。

合併市町村基本計画の作成方針、本日ご説明させていただきまして、事務局といたしまし

では、準備作業といたしまして1市4町のまちづくりの姿を検討してまいりたいと考えております。

なお、図で、その下に向けて矢印がございますけれども、相模原・津久井地域基本計画と相模原市・藤野町基本計画、この網かけをした部分にもその内容をお示しいたしまして、その次の段階としてご検討いただくと、このような形で考えておるところでございます。

なお、施策体系や財政計画などにつきましては、それ以降の協議内容ということで、順次検討を行ったものを出させていただきまして、ご協議いただきたいと考えているところでございます。

以上で、合併市町村基本計画の作成方針についての説明を終わります。

小川会長 ご苦労さまでした。

以上で説明がございました。

特に何かございましたら、ご発言を願います。

〔発言する者なし〕

小川会長 それでは、事務局では、関係市町協議の上で、この作業はひとつ進めていっていただきたいと、このように思います。

その他

小川会長 以上で、協議をすることにつきましては一応は終わる訳でございますが、特に、次回かな。次回のことがあるね。どうぞ、では次回。今後の開催の日程等について、事務局から説明いたさせます。

その他（１） 今後の協議会開催日程（案）について

その他（２） その他

田所事務局長 資料の方の13ページ、最後のページでございますが、次回、「今後の協議会の開催日程（案）について」という欄がございます。

こちらの方で、私どもの計画といたしましては、ここにお示しをしておりますとおり、8月8日に相模原・津久井地域合併協議会と相模原市・藤野町合併協議会の合同会議ということで予定をさせていただいておりました。

なお、相模原市・藤野町合併協議会につきましては、第2回の協議会を5月26日に行いまして、その際にはこの日程でご了解をいただいた訳でございますが、先ほど内田次長の方から説明いたしました、合併市町村基本計画の関係についてご協議をいただく予定といたしていたものでございます。

ただ、先ほど来の状況がございますので、この開催の有無につきましては、各首長と調整の上、改めて事務局の方から委員の皆様には連絡をさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 今後の協議会の開催の日程でございますが、ただいま事務局から説明がございましたように、改めて各関係者協議の上、決定をし、皆様にお知らせをしていくと、このようにさせていただきたい、このように思っております。

その他、特にございますでしょうか、この際。

どうぞ。

向山委員 津久井町の向山と申します。

今日のこの協議を終えて、今、終えたばかりなんですけれども、ひたすら徒労感を感じている訳なんですけれども、突然の辞任劇というふうなことなんですけれども、小林町長には、協議会の我々に対しての大変な迷惑をかけたというふうに私は思っているんですけれども、その点は、是非、協議会に対しての謝罪を強く要求したいなというふうに思います。

これだけの方々にお集まりいただいて、先ほどもうちの方の議長が申しましたように、経費、労力、時間、これらを一体どういうふうに考えておられるのか。個人的な感情、意見で退席するというのは、今まで私、議会人として、過去、なかったというふうに思います。是非その辺のところの常識ある言動を行ってもらいたいなというふうに思います。強く要求したいと思います。

以上です。

小川会長 他にございませんでしょうか。

一言だけ申し述べさせていただきますと、突然のことでございますので、私の方も、この先ほどの辞表をお預かりしているという形にいたしております。しかし、委員としてはまだ在籍をしていらっしゃると思いますので、この会議そのものは成立を当然させてもいいのかなと、このようにも思っておる訳なんです。

それからもう一つは、城山町の町民の皆さんのご意向で、この1市3町の法定協議会が行

われているというようなこともございますし、色々ございますので、その辺を含んでいただいて、城山町のご出身の委員さんから町長さんに色々話をさせていただきたい、このように思います。次回、出てきていただけるということが一番望ましいのかなと、このようにも思っております。これは私の個人的な考え方でございます。

他にいかがでございましょう。特別になれば、本日はこの程度とさせていただきたいと、このように思います。よろしゅうございますかね。

閉 会

小川会長 それでは、長時間に渡りまして大変ありがとうございました。

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時13分

相模原・津久井地域会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成17年8月9日

会議録署名人 栄 裕 明

会議録署名人 荒 井 正 次